

市政の立案・総合調整（政策企画課）

1. 大学との連携

鳥取大学、公立鳥取環境大学への総合政策調査委託事業

時代の変革に対応した鳥取市のまちづくりを推進するため、平成13年度より本市の施策上の諸課題について専門的な知識を有する大学等に調査研究を委託している。

【平成26年度実績】

事業名	事業費（千円）	委託先
使用済小型電子機器等リサイクルシステム構築支援に関する調査研究	500	鳥取環境大学

【平成27年度実績】

事業名	事業費（千円）	委託先
鳥取市の環境が移住定住者の心身に与える影響に関する調査研究	494	鳥取大学
医療費適正化を目指した生活習慣病予防事業調査研究	500	鳥取大学
鳥取市緊急輸送補助路線設定に関する調査研究	500	鳥取大学

【平成28年度実績】

事業名	事業費（千円）	委託先
町内会加入の実態と組織運営の現状についての調査研究	300	鳥取大学
鳥取市における居住地変化の動向の解明に関する調査研究	500	鳥取大学
用瀬町江波集落再生プロジェクト	500	公立鳥取環境大学
食生活と学校給食に関する調査	500	鳥取大学

2. 広域連携

(1) 定住自立圏構想推進事業

定住自立圏構想は、少子・高齢化の急速な進行、地方圏から都市圏への人口の流出など地方が抱える諸課題への対策として、密接な生活圏を形成する複数の自治体が1つの圏域を形成し、互いに補完・連携しながら、それぞれの地域が持つ個性や資源を結びつけることで、圏域としての魅力を高め、定住の受け皿を形成するもの。

この定住自立圏構想を推進するため、平成22年3月29日に鳥取県東部1市4町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）が「定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、鳥取・因幡定住自立圏を形成した。

また、平成24年3月30日に新たに兵庫県新温泉町と協定を締結するとともに、既に協定を締結している鳥取県東部4町とも協定の事業項目を追加し、1市5町で鳥取・因幡定住自立圏の連携を更に深めていくこととした。

鳥取・因幡定住自立圏は平成26年度に5年目を迎え、より連携を深めた取組を推進するため、平成26年12月に「定住自立圏の形成に関する協定」を改定し、平成27年3月には「第2次鳥取・因幡定住

自立圏共生ビジョン」を策定。現在は、この共生ビジョンに基づき、各種広域連携の施策を推進している。

(2) 連携中枢都市圏構想推進事業

連携中枢都市圏構想は、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの。本市の中核市移行に併せて、定住自立圏構成1市5町により連携中枢都市圏の形成を目指した取り組みを行うものである。

(3) 麒麟のまち創生推進事業

麒麟のまち創生推進事業は、定住自立圏構成1市5町に兵庫県香美町を加えた1市6町により、観光振興、移住促進等圏域の特性を最大限に活かし、鳥取因幡・兵庫北但西部の1市6町で一緒になって圏域全体の活性化と定住できる圏域づくりを進めていくもの。

(4) コリドー21（因但県境自治体会議）

平成8年5月に、鳥取県と兵庫県の県境に接する国府町、岩美町、八東町、若桜町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町の8町が、行政・経済・文化などの連絡調整を行うこととして結成したもの。これまでに、サミット（構成市町の首長、議長が参加）、若者交流、スポーツ交流などを行ってきた。

市町村合併後は、鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、香美町、新温泉町の6市町で活動を行い、平成29年度も6市町の首長、議会議長が一同に会して意見交換を行うサミットの開催、公式ウェブサイトの更新、連携事業等を行う予定。

(5) 鳥取・岡山県境連携推進協議会

昭和44年に本協議会の前身である「鳥取・岡山県境開発促進協議会」が発足し、本市では合併前の用瀬町及び佐治村が加入していた。旧協議会は、平成の大合併を前にいったん解散したが、合併が一段落した平成18年10月19日に、鳥取市、三朝町、倉吉市、江府町、日野町、日南町、西粟倉村、美作市、奈義町、津山市、鏡野町、真庭市、新庄村、新見市の14市町村により改めて発足した。

その後、平成20年5月8日に智頭町、同年7月1日に若桜町が加入した。

平成21年5月11日には、構成16市町村で「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」を締結した。

平成29年度も、総会、意見交換会、研究・勉強会、提案・要望事項の取りまとめ等を行い、取りまとめを行った提案・要望事項を、鳥取県及び岡山県に提出する予定。

(6) 姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会（HOT連携）

姫路市、岡山市、鳥取市は、江戸時代の池田家の国替えなど歴史的な繋がりが深い。また、鳥取自動車道の開通によって連携・交流が促進される条件が整ってくる。こうした背景から、平成19年2月に姫路市、岡山市、鳥取市の市民、民間団体が主体となった連携・交流事業に積極的に取り組むために設立した。

協議会では、「三市の市民・経済交流の拡大」、「三市の広域観光ルートの確立」、「三市の交通アクセスの向上」などについて具体的な取り組みに向けた活動を進めている。

3. 若者定住促進について

(1) 若者定住促進事業

結婚による若者定住を促進し、地域の人口増加を図るため、平成26年11月に「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」を開設。出会いから結婚まで切れ目のないサポートを行い、若者定住につなげる。

また、若者を対象としたイベント・情報提供などの実施を促進することで、地域への愛着を持ち、定住する若者世代を増やしていくことを図る。

(2) とっとり若者地方創生会議

本市では、若者の積極的な市政参加と協働によるまちづくりを促進することを目的として、平成19年1月から若者会議を設置してきたが、若者の視点による地方創生の深化に向けた意見の反映を図ることを目的に、新たな組織として「とっとり若者地方創生会議」（平成28年6月）を設置した。

とっとり若者地方創生会議は、大学生を中心とした若者（平成29年度メンバー：平均年齢20.6歳）で構成し、本市の若者定住やまちづくりについて調査・研究し、地方創生の取組に必要な施策、政策を立案し、市に対して提言するほか、まちのにぎわいを創出する積極的かつ自主的な取組を行う。

4. シティセールスについて

平成26年度より、「すごい！鳥取市」をキャッチコピーとしたイメージアップキャンペーンや関西情報発信拠点「麒麟のまち」において、麒麟のまち圏域（1市6町）での広域連携によるセールスプロモーションを展開している。また、平成28年度から専門家による鳥取市シティセールス戦略会議を発足し、今後の基本方針となる「鳥取市シティセールス戦略」を策定。この戦略で鳥取市ブランドスローガン「SQのあるまち」を設定し、鳥取市のブランド化に資するシティセールスを全庁あげて取り組んでいる。この他、著名人や発信力のある人と協力関係を結び、本市シティセールスを共に企画・推進していく鳥取市シティセールススペシャルサポーター制度を整備し、本市の知名度、魅力向上を図るための各種施策に積極的に取り組んでいる。

総 合 計 画（政策企画課創生戦略室）

1. 第10次鳥取市総合計画の進捗管理

平成28年度スタートした「第10次鳥取市総合計画」は、「鳥取市を飛躍させる、発展させる」をまちづくりの理念に、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、平成37年度までの長期展望にたって、市勢振興の基本的方向を示したもの。

将来像の実現に向けて、5つの「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取り組む「鳥取市創生総合戦略」を一体的に推進する。

基本構想・・・平成28年度～平成37年度（10年間）

○まちづくりの理念

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

○めざす将来像

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

○まちづくりの目標

- ①安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち
- ②新しいにぎわいのあるまち
- ③地域に活気があるまち
- ④安全・安心なまち
- ⑤まちづくりを支える自立した自治体経営

重点施策－鳥取市創生総合戦略

人口減少の抑制に向け、若者の定住や雇用・就業環境の確保、まちのにぎわいづくりといった課題の克服や「鳥取市らしさ」を生かしたまちづくりを強力に推進するために策定。

地方創生の時代の中で、「ひとづくり」を中心に、「しごとづくり」、「まちづくり」を総合的に推進する。

○戦略期間：平成27年度～平成31年度（5年間）

○戦略の柱

- I 次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’
 - ①教育の充実・郷土愛の醸成
 - ②結婚・出産・子育て支援
- II 誰もが活躍できる‘しごとづくり’
 - ①地域経済の再生と産業の底上げ
 - ②人材の確保と育成強化
- III にぎわいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’
 - ①ふるさと・いなか回帰（移住定住）の促進
 - ②交流人口の拡大
 - ③住み良い環境づくり

広 報（秘書課広報室）

1. 広 報 紙

広報紙「とっとり市報」は、昭和27年1月に第1号を発刊し、昭和57年4月から平成19年3月まで毎月2回（1日、15日）発行してきた。平成18年に全市をカバーするケーブルテレビ網の整備が完了したことにより、市政情報番組の充実を図り、平成19年4月から毎月1回発刊している。（平成28年度毎号66,500部）

市内各世帯に町内会等を通じて配布するとともに、その他市役所本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、郵便局などに配置している。

また、平成16年11月から合併した8町地域で、毎月1回市報と一緒にそれぞれの地域の「支所だより」を計15,300部発行している。（平成28年度15,300部）

【点字広報】重度の視力障がい者のための広報として、点字広報を毎月1回発行している。

【声の広報】点字の読めない視力障がい者のための広報として、声の広報（カセットテープ、又は、CD）を毎月1回発行している。

- * 昭和52年度全国広報コンクール 入選
- * 平成14年鳥取県広報コンクール 特選
- * 平成15年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成16年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成17年鳥取県広報コンクール 特選
- * 平成18年鳥取県広報コンクール 一席
- * 平成19年鳥取県広報コンクール 一席
- * 平成20年鳥取県広報コンクール 特選
- * 平成21年鳥取県広報コンクール 特選
- * 平成22年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成23年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成24年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成26年全国広報コンクール 入選

2. マスメディアによる広報

テレビ・ラジオを通じて、鳥取市の行政情報などを提供。

(1) C A T V

①鳥取市広報番組「とっとり知らせたい！」(30分)

鳥取市の取り組みやまちの話題、人物などを紹介。

- ・毎週金・土曜日の午前6時から翌日午前0時30分までのべ20回繰り返し放送。
- ・放送後、インターネット（スマートフォン）で視聴できるように配信。

②鳥取市音声案内番組「鳥取市からのお知らせ」(10分)

鳥取市の情報を文字情報画面と音声案内で紹介。

- ・毎週水～土曜日の午前6時から午後11時10分まで1日10回繰り返し放送。

③イベント番組(30分～120分)

講演会、フォーラム、パネルディスカッションなどの模様を紹介。

- ・年6本制作、5回繰り返し放送。
- ・放送後、インターネット（スマートフォン）で視聴できるように配信。

④文字情報番組

とっとり市報の情報を中心に、イベント案内・募集・福祉などの各種お知らせを静止画（テロップ）で紹介。

- ・1画面18秒表示、25画面（随時更新）、毎日10回繰り返し放送。

(2) 地上波テレビ

①市政特別番組(30分)：年1本制作・放送。

②レギュラー番組内で鳥取市の取り組みについて特集(7分程度)：年2本放送

③スポット(文字・音声情報、15秒)：毎週日曜日の午後6時55分と

毎週火・金曜日の午後5時53分に放送。

年末年始 30秒・10本、15秒・5本

(3) ラ ジ オ

○FM

- ・ラジオスポット(3～4分)：毎週月・水・金曜日の午前8時20分頃と午後6時15分頃の1日2回放送。
- ・シティートーク(4分)：毎月第2・4土曜日午後6時50分から放送。

○AM

- ・ラジオスポット(20秒)：年間55本放送。

(4) 新 聞

新聞紙面記事下に、年間20回程度広告を掲載し、イベント・行事等を紹介。

3. ホームページによる広報

平成10年3月から、インターネット上に鳥取市のホームページを開設し、市の行政情報や各種お知らせ、観光・イベント情報などを発信している。携帯電話への対応、各種申請書等のダウンロード機能、またアンケートなどの公聴機能も有する。

(平成28年度トップページ月平均アクセス9.2万件)

ホームページアドレス <http://www.city.tottori.lg.jp/>

4. 鳥取市知名度アップ大作戦

鳥取自動車道の全線開通を見据え、鳥取市までの所要時間が大幅に短縮される関西圏と、マスコミの本社が集結しパブリシティ効果の高い首都圏に対して、本市の知名度を高め、観光客の増加、物産の振興、移住定住の推進、企業の誘致を図るため、平成20年度から戦略的広報を展開。

また、本市が魅力ある住みよいまちであることを地元の方や全国にアピールするため、平成26年度から「すごい！鳥取市」キャンペーンを実施し、平成26年度は市民ワークショップで選ばれた鳥取市の「すごい！」100ネタを特設サイトに掲載。平成27年度は若手写真家・浅田政志氏が100ネタ全ての撮影を手掛けた「鳥取市公式フォトガイドブック」を全国発売。平成28年9月には「すごい！鳥取市ワーホリ！」と銘打ってPR動画をWEBにて公開するなど知名度向上へ向けての取り組みを行った。

＊平成29年 全国広報コンクール 映像部門 入選1席

5. 市 政 記 者 室

市政記者室には、全国紙、地元2紙の記者をはじめ、計16社の記者が滞在。鳥取市の行政情報に限らず、市民活動やイベント等を効果的にマスコミ各社へ情報提供。

(1) 記 者 会 見

平成28年度の件数：市長定例会見など21回、市民活動等会見4回

(2) 資 料 提 供

平成28年度の件数：1534件

姉 妹 都 市（海外）（文化交流課）

1. 清州（チョンジュ）市（韓国）

1986年（昭和61年）の西尾優市長（当時）が清州市を表敬訪問した際、同市初の名誉市民となったことをきっかけに様々な交流が活発化し、1990年（平成2年）8月30日、両市は姉妹都市提携を締結した。

清州市は韓国の中央部に位置する忠清北道の道都であり、ソウルから東南へ128キロ、高速バスで1時間40分の距離に位置する。人口は約84万人（平成29年4月）。学者・研究者を数多く輩出した教育文化都市として知られており、市内に5つの大学がある。また印刷文化の発祥地としても有名で、現存する世界最古の金属活字本である仏典「直指心體要説」を印刷した興徳寺址には清州古印刷博物館が建設されている。「直指心體要説」はドイツのグーテンベルグの聖書印刷よりも75年も早い1377年の金属活字本で、1972年にユネスコ本部が開催した「世界図書の年」記念イベントに出品されたことで世界から注目を受け、2001年にはユネスコ世界記録遺産に登録されている。

両市の交流事業の主なものとして、国際工芸展への出展や市民団体の相互訪問交流などがある。

2. ハーナウ市（ドイツ）

鳥取市制施行100周年記念事業として鳥取市で開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」に、ハーナウ市にある「ヘッセン人形博物館」が所有する「世界最古の操り人形」が出展されたことが縁となり交流が始まった。1995年（平成7年）の鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）とヘッセン人形博物館の姉妹館提携を契機として文化交流の輪が一層広がり、2001年（平成13年）11月20日、両市は姉妹都市提携を締結した。

850年の歴史をもつハーナウ市は、フランクフルト市の東20kmに位置する人口約9万7千人（平成29

年3月)の商工業都市である。童話で有名なグリム兄弟も生まれたまち、そしてブレーメンまで続く「メルヘン街道」の起点のまちとして知られ、国内外から多くの観光客が訪れている。

両市の交流は市民団体が主体となり、おもちゃや人形、音楽、バレエなどの文化交流をとおして幅広い市民交流が行われている。また、鳥取世界おもちゃ館では、定期的に記念展示を行うなど、様々な催しでハーナウ市の文化を紹介している。

姉妹都市(国内) (文化交流課)

1. 北海道釧路市

1884年から翌年(明治17年~18年)にかけて、釧路開拓移住のため鳥取士族(105戸513人)が賀露港を出帆し、入植地に鳥取村を形成した。1949年(昭和24年)に鳥取村は釧路市と合併したが、この開拓移住に由来する交流を積み重ね、両市は、昭和38年10月4日、姉妹都市提携を締結した。

釧路湿原、丹頂鶴自然公園などの魅力的な大自然や釧路港を拠点とする漁業、水産加工業、製紙業などが特徴の北海道東部の中核都市である。

2. 兵庫県姫路市

両市の歴史的結びつきは古く、1600年(慶長5年)に池田長吉、1617年(元和3年)に池田光政が、それぞれ時の姫路城主池田家の家系として鳥取城主となっている。両市は山陽新幹線の岡山開通を機に、昭和47年3月8日、姉妹都市提携を締結した。智頭急行の開業に加え、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通を見据えた各方面の交流が今日まで盛んに行われている。

世界文化遺産の姫路城が有名な播磨地域の経済・文化の中心都市である。

3. 山口県岩国市

1581年(天正9年)、羽柴秀吉の鳥取城兵糧攻めにあい、兵士・住民を救うため35歳の若さで切腹した鳥取城の城将吉川経家。「鳥取市民の命の恩人」と称される経家の子孫が代々岩国藩で家老を務めたことから両市の縁が深まり、以来友好関係が続いている。両市は平成7年10月13日、姉妹都市提携を締結した。

山口県東端、広島県と接し、瀬戸内海に臨む工業・観光都市として発展しており、米海兵隊を抱える基地のまちでもある。日本三名橋の一つに数えられる錦帯橋も有名である。

4. 福島県郡山市

1880年から1887年(明治13年~20年)にかけて安積開拓(不毛の地であった安積平野を開拓する国営事業)のため、旧鳥取藩士族67戸270人余りが広谷原(現郡山市喜久田町)に移住し、苦勞の末、困難を極めた開拓事業を成し遂げた。その後、移住に関する両市の調査・研究や、移住者子孫と鳥取市民の交流などが続いている。両市は平成17年11月25日、姉妹都市提携を締結した。

東北新幹線や東北・磐越自動車道、福島空港など、快適な高速交通アクセスに恵まれ、東北の表玄関となっている。

鳥取市国際交流プラザ（文化交流課）

市民と外国人が相互に国際理解を深め、国際交流を促進するため、平成9年4月にオープン。国際交流プラザ主催事業のほか、在住外国人支援、国際理解・国際交流を目的に事業を実施する住民に施設の利用（無料）を促進する。

1. 国際交流プラザ事業概要

(1) 国際理解推進事業

語学講座（韓国語・中国語・ドイツ語等）や各国の料理教室、外国事情等を学ぶ異文化交流カフェ、講演会等を実施。

(2) 在住外国人の支援

英語、中国語に対応できる職員を配置。新留学生を対象に生活に関するオリエンテーション、語学習得・交流を目的としたにほんごカフェの実施、日本語ボランティアの紹介、生活相談、市民からの寄付によるリサイクル日用品の配布。また、鳥取市報のダイジェスト版の翻訳（英語・中国語）などを実施。

(3) 情報の収集・提供

市のイベントや安心・安全に生活するための情報提供。市民グループとの意見交換。

2. 施設概要

施設には約80人収容可能な多目的ホール、内容や規模に合わせて利用できる研修室、リサイクル物品を収納し、また少人数でのミーティングなどに利用できる生活支援室や料理室などがある。

＜施設詳細＞

名 称	収容人数	名 称	収容人数
交 流 サ ロ ン (57.97㎡)	約20人	生活支援室 (44.22㎡)	約8人
多 目 的 ホ ー ル (146.33㎡)	約80人	料 理 室 (33.12㎡)	約10人
研 修 室 (62.30㎡)	30人	その他事務室 (55.00㎡) 倉庫 (12.00㎡) がある。	

＜利用状況＞（平成28年度）

使用件数（件）	2,018
利用者数（人）	40,635

文 化 振 興（文化交流課）

主 な 事 業

1 文化芸術の振興

- ・文化芸術施策の企画・推進
- ・文化芸術活動団体の育成・支援

- ・芸術鑑賞機会の提供
- ・伝統文化の育成・支援
- ・青少年の文化芸術活動の奨励・促進
- ・日本遺産登録の推進

2 文化施設の管理運営に関すること

- ・鳥取市民会館、鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）、城下町とっとり交流館（高砂屋）の指定管理委託

3 鳥取市民美術展の開催

1. 第55回鳥取市民美術展

【事業の目的及び効果】

幅広い市民の創作意欲の啓発を促し、よりすぐれた作品を展示することにより、鑑賞の場を提供することを目的として開催。市民芸術レベルの向上、活性化並びに芸術文化活動の参加者拡大に寄与している。

【開催期間】

本展・企画展 平成28年11月27日（日）～12月4日（日）（8日間）

【部 門】

日本画、洋画、書道、工芸、版画、彫刻、写真、デザイン、企画展

【主催団体】

鳥取市・鳥取市民美術展運営委員会

【開催会場】

鳥取県立博物館（本展） ギャラリーそら（企画展）

応募点数 358点 観覧者数 3,101名

2. 宝くじまちの音楽会 南こうせつwithウー・ファン～心のうたコンサート～

【事業の目的及び効果】

財）自治総合センターが、宝くじ社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に開催。

【開催時期】 平成29年1月14日（土）

【開催会場】 鳥取市民会館 入場者数 831人

【出演者】 南こうせつ、ウー・ファン、鳥取市少年少女合唱団

3. 日本遺産登録の推進

【事業の目的及び効果】

「日本遺産」は、魅力あふれる様々な文化財群を地域が主体となり総合的に整備するとともに、面として活用し、国内外へ発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とし、その地域の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものである。鳥取県東部と兵庫県北但西部の1市6町は、圏域に受け継がれる麒麟獅子舞を中核とする日本遺産の認定を目指し、申請を行った。

【平成29年度日本遺産申請の概要】

- ・申請タイトル：砂丘の国に生き続ける霊獣～幸福を導く麒麟獅子舞～
- ・申請者：鳥取県鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町、新温泉町
- ・申請結果：平成29年度の認定とはならず、改めて平成30年度の認定を目指す。

鳥取市民会館（文化交流課）

本市の芸術・文化の拠点施設で、昭和42年にオープン。多くの市民から愛され、利用されている。

施設概要は、次のとおりであるが、930の固定席をもつ大ホール、大会議室、小会議室、出演者控室（大・小）などがある。平成22年、耐震改修、客席の座席取り換えなどのリニューアル工事を行った。

1. 規 模

(1) 敷 地 4,137.28㎡ (2) 建物床面積 3,693.05㎡

2. 構 造

鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階、塔屋付

3. 観 客 席 数

大ホール	固定席	930席	定員	1,563人
	1階	355席	1階	583人
	2階	325席	2階	541人
	3階	250席	3階	439人
	車椅子席	3席		

4. 舞 台 関 係

- ・舞 台 間口 18.8m 奥行 9.7m 高さ 7.0m
- ・花 道 幅 2.0m 長さ 4.4m
- ・搬入口 間口 3.0m 高さ 2.4m 地上～舞台 1.65m

5. 会 議 室

- ・大会議室 134㎡（41坪）モニターTV
- ・小会議室 40㎡（12坪）モニターTV

6. そ の 他 施 設

- ・控 室1・2 18㎡（6坪）モニターTV
- ・出演者控室1・2 18㎡（5坪）モニターTV、コートハンガー、応接セット
- ・出演者控室3 81㎡（24坪）モニターTV
- ・ホワイエ 1階 153㎡ 20階 300㎡

7. 開 館 時 間

午前9時から午後10時まで（休館日を除く）

8. 休 館 日

毎月、第3火曜日、12月29日から翌年1月3日まで（ただし臨時に休館することがあります。）

9. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入館者数	79,475	73,171	77,077	64,420	57,257

10 各室利用状況（平成28年度）

（単位：日、人、%、円）

区 分	稼働日数	利用日数	利用件数	人 数	稼働率	使用料収入額
大 ホ ー ル	298	170	99	41,349	57.0	9,580,270
出 演 者 控 室 1	347	107	77	573	30.8	3,620
出 演 者 控 室 2	347	97	69	476	28.0	3,440
出 演 者 控 室 3	347	187	124	3,029	53.9	78,190
大 会 議 室	347	162	108	9,543	46.7	1,508,920
小 会 議 室	347	92	77	1,525	26.5	120,030
控 室	347	125	68	657	36.0	112,720
ホ ワ イ エ	347	5	2	23	1.4	1,960
文 化 サ ロ ン	347	19	13	82	5.5	—
合 計	—	—	637	57,257	—	11,409,150

わ ら べ 館（文化交流課）

わらべ館は、鳥取市立「鳥取世界おもちゃ館」と鳥取県立「童謡館」からなる。鳥取市制100周年記念事業として開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」を受け継ぎ顕彰する施設として、また、鳥取県が進める童謡歌唱のふるさとづくりの拠点として、平成7年に開館した。子どもの歌とおもちゃをテーマに、遊びの文化性に着目してつくられた全国的にもユニークな施設である。

県内外から多くの入館者を集めている。平成23年4月、全館にわたり展示をリニューアルした。

1. 規 模

- (1) 敷 地 3,412.55㎡
- (2) 建物床面積 2,253.84㎡
- 延 床 面 積 5,923.41㎡（鳥取市分は1/2：2,961.705㎡）
 - 地階 952.29㎡
 - 1 階 2,184.20㎡
 - 2 階 1,877.88㎡
 - 3 階 892.95㎡
 - PH階 16.09㎡

2. 構 造

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1階、地上3階

3. 建設事業費（平成4年度～6年度）

- (1) 全体事業費 2,666,755,490円
（鳥取県、鳥取市それぞれ1/2負担：1,333,377,745円）

- (2) 建設費内容

・全体建築主体工事	1,866,689,600円	（鳥取市1/2：933,344,800円）
・全体電気設備工事	222,199,840円	（鳥取市1/2：111,099,920円）
・全体機械設備工事	480,016,050円	（鳥取市1/2：240,008,025円）
・全体昇降機設備工事	97,850,000円	（鳥取市1/2：48,925,000円）

全 体 工 事	2,666,755,490円	（鳥取市1/2：1,333,377,745円）
---------	----------------	-------------------------

4. 開 館

平成7年7月7日

5. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで（入館は4時30分まで）

6. 休 館 日

毎月第3水曜日

12月29日から翌年1月1日まで（ただし臨時に休館することがあります。）

7. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入館者数	119,216	119,465	119,015	132,420	132,494

8. 入館者状況（平成28年度）

（単位：人）

	一 般	小中高生	幼 児	友の会	障がい者・要介護者	その他	合 計
入館者数	36,640	12,927	29,613	10,438	3,346	39,530	132,494

9. いべんとほーる利用状況（平成28年度）

開館日数	利用日数	利 用 率	前年同期利用率
350日	220日	62.9%	64.3%

城下町とっとり交流館「高砂屋」（文化交流課）

城下町とっとり交流館は、明治の中頃に材木町から元大工町の薬研堀沿いに移り、綿商いを行っていた商家を所有者より鳥取市に寄附していただき、まちの記憶として活かし続けるよう「城下町ととりの交流拠点」として整備したものである。明治に建てられたとされる店舗棟の間取りや意匠を活かした「土間」、

「多目的交流室（和室）」に加え、活用の視点から「休憩室」、「多目的交流室（板の間）」を設け、落ち着いた風情の中で、文化活動を始めとして、様々な用途にご利用いただいている。平成19年7月31日、国の登録有形文化財に登録された。施設概要は、次のとおりである。

1. 規 模

- (1) 敷 地 882.10m²
 (2) 建築面積 351.97m²
 延床面積 531.10m² 商家（店舗棟・事務所棟 402.45m²）
 蔵1 72.31m² 蔵2 19.52m² 蔵3 36.82m²

2. 構 造

商家（木造2階建て瓦葺）、蔵1（木造2階建て）、蔵2（木造1階建て）、蔵3（木造1階建て）

3. 建設事業費（平成16年度～17年度）

全体事業費 66,357,000円

（財源内訳）

国・県支出費 25,450,000円
 市 債 32,400,000円
 一般財源 8,507,000円

4. 開 館

平成18年4月1日

5. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで

（多目的交流室の夜間使用がある場合は、午後9時まで）

6. 休 館 日

毎週月曜日

（ただし、月曜日が祝日の場合、直後の休日でない日、12月29日から翌年1月3日まで）

7. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入館者数	14,257	18,904	19,311	23,897	23,214

人材誘致・定住対策促進事業（地域振興課）

1. 相談支援窓口の設置

- (1) 目 的 地域振興課内に移住定住（U J I ターン）に係る相談支援窓口を設置すること

により、移住定住に関する情報の収集・発信の一元化を図り、特に若者や団塊の世代を中心に市域外から鳥取市への定住を促進する。

(2) 窓口の名称 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口

フリーダイヤル：0120-567-464（専用電話）

首都圏移住定住相談員 ☎ 080-2930-3958

関西圏移住定住相談員 ☎ 080-2930-3959

移住・交流情報ガーデン ☎ 0857-30-6631

(3) 設置日 平成18年9月1日

(4) 主な業務 ①情報（交流体験、住宅、就業等）の収集・管理業務

②空き家（非居住住宅）の確保・紹介業務

③窓口相談業務

④新規移住定住希望者の開拓

⑤東日本大震災避難者受入相談

(5) 相談員の配置 各種情報の収集・発信機能を強化するとともに、相談者へのきめ細かで親身になった対応をしていくため、平成18年12月から「定住促進・Uターン専任相談員」を1名配置。平成20年4月、平成23年4月、平成27年4月にはそれぞれ1名増員し、現在4名体制としている。併せて、平成24年12月から首都圏・関西圏にそれぞれ1名ずつの相談員を配置。平成28年1月10日からは移住・交流情報ガーデンを設置し、移住定住コンシェルジュを3名配置、合計9名の相談員となっている。

(6) 相談・移住の状況【平成29年3月末現在】

区 分 \ 年 度	合 計	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
窓口対応延べ件数（件）	12,784	262	764	1,086	1,384	1,363	1,220	1,419	1,211	1,442	1,429	1,204
相談登録者数（世帯）	3,715	92	175	241	331	297	396	380	383	489	484	447
移住者数	（世帯）	1,092	5	32	59	73	107	100	160	200	178	119
	（人）	2,117	7	71	136	133	166	214	288	351	326	188

2. 空き家情報

U J I ターン希望者の移住を促進するため、空き家の情報を提供し、支援する。

平成29年7月末の空き家登録数：29件（売買のみ6件、賃貸のみ13件、売買・賃貸10件）

3. 情報の発信

(1) 鳥取市公式ホームページ

鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口の専用サイトのアクセス数は平成29年7月末で107,330件を突破。

(2) 移住ポータルサイト「全国移住ナビ」

(3) 市報・支所だより、田舎暮らし専門誌等

(4) 鳥取市定住促進パンフレット

(5) 県外イベント

ふるさと回帰フェア、鳥取県 I J U ターン相談会、もうひとつのふるさと探しフェアなどに鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口を臨時開設。

4. 主な移住定住者への支援策

(1) UJIターン者住宅利活用推進事業（平成27年4月～）

「UJIターン住宅支援事業（平成19年4月～平成28年3月末）」と「空き家利活用促進事業（平成26年4月～平成28年3月末）」を統合。移住する目的で住宅の改修や家財道具を処分する者に40万円を限度として補助（事業継続中）。

（平成28年度実績 家財処分4件 7名移住）

(2) お試し定住体験事業（9棟 5日間までは一律6,000円。6日以降は1日につき1,200円）

移住を検討されている方に、体験施設（一戸建住宅）で鳥取暮らしを試していただく。

- ・ 中心市街地 ①ペット同伴可マンション1室（鳥取市本町）（平成28年1月～）
- ・ 福部地域 ②空き家提供住宅1棟（平成28年8月～）
- ・ 河原地域 ③空き家提供住宅1棟（平成29年1月～）
- ・ 用瀬地域 ④空き家提供住宅1棟（平成25年6月～）
- ・ 佐治地域 ⑤旧職員住宅1棟（平成19年6月～）
- ・ 気高地域 ⑥旧駐在所1棟（平成27年4月～）
- ・ 鹿野地域 ⑦・⑧湯川住宅団地・温泉付新築住宅2棟（平成22年4月～）
- ・ 中心市街地 ⑨KTハウス1棟（鳥取市寺町）（平成23年4月～）

（平成28年度実績①～⑥ + 平成28年度に廃止した鹿野地域の1施設 123組、延べ1,220日利用）

(3) 移住定住空き家運営業務委託事業（平成25年6月～）

地元の団体に移住定住空き家運営管理を委託し、多くの空き家情報を収集。より早く的確な管理が可能となることで、移住定住者の増加を図る。また、地域総意での受入が可能となり、移住定住後の安全安心な生活の確保がおおいに期待できる。現在、河原（西郷）・佐治・気高（逢坂、浜村）・鹿野・青谷地域で取り組んでいる。

(4) 地域おこし協力隊事業（平成26年4月～）

人口減少及び高齢化が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資することを目的とし地域おこし協力隊を積極的に配置。

＜配置状況＞

6名（平成29年4月1日現在）

地域振興局地域振興課2名、国府地域2名、佐治地域1名、気高地域1名

(5) ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会（平成27年10月～）

特にUターンを促進するため官民連携による連絡会を発足。情報共有や新たな施策の検討を行っている。

(6) 鳥取市へようこそようこそ奨励金交付事業（平成28年1月～）

お試し定住体験施設を利用し本市に転入した者に20万円を交付。また、配偶者、その他扶養親族と一緒に転入した場合は、それぞれ5万円を加算。（同一世帯への交付上限額30万円）

（平成28年度実績42件 71名移住）

(7) 平成28年熊本地震避難者生活支援事業（平成28年7月～平成29年3月）

平成28年熊本地震の被災地より、本市に避難及び転入された方に対し、生活再建及び、生活の安定向上を図ることを目的として、生活支援金（1人あたり5千円、同一世帯上限20万円）を交付。

（平成28年度実績2世帯 5人 250千円）

(8) 鳥取体験ガイド・ワーホリツアー（平成28年8月～）

住まい探し、仕事探し、子育て体験、観光、グルメ、体験、穴場スポットなどから好きなプランを選択し、ガーデンの移住定住コンシェルジュが2日間、現地を案内。

(平成28年度実績 5組11名)

(9) **住もう！鳥取市キャンペーン** (平成28年9月～)

本市出身力士・石浦将勝関を鳥取市シティーセールススペシャルサポーターに迎えて実施する「住もう！鳥取市キャンペーン」を実施。等身大パネルの設置、県外での移住相談会でポスターを掲示、住もう！鳥取市 関西×鳥取「すごい！鳥取市」婚活ツアーを開催した。

(平成28年度実績 婚活ツアー参加者数：20名(鳥取枠10名・関西枠10名) 3組成立)

(10) **鳥取市避難者への住宅支援事業** (平成28年11月～)

平成23年3月11日以降に発生した激甚災害により本市に避難された方が、本市に定住する目的で住宅の新築、購入、改修をされる場合、その費用の一部を補助。

(平成28年度実績3件(うち2件は平成29年度へ繰越))

★2017年版 第5回「住みたい田舎」ベストランキング総合部門1位を獲得しました！

いなか暮らしに関心のある人のための専門誌である「(株)宝島社 2016いなか暮らしの本2月号」

第1～5回 鳥取市総合部門ランキングの経緯		
2013年版	第1回	第2位
2014年版	第2回	第8位
2015年版	第3回	第2位
2016年版	第4回	第9位
2017年版	第5回	第1位

(宝島社『田舎暮らしの本』出典)

特色あるまちづくりの推進 (地域振興課)

1. グリーンツーリズム事業の推進

(1) **鳥取市グリーンツーリズム連絡会の活動支援**

本市には、山陰ジオパークをはじめ、豊かな自然や歴史的な遺産、伝統芸能や文化財があり、地域資源を有効に活用してグリーンツーリズムの取り組みを各地域で展開し、地域の活性化を促進する各種活動を行なうことにより、本市中山間地域の活性化につなげる。

鳥取市グリーンツーリズム連絡会(平成18年7月設立 NPO法人グリーンツーリズムもちがせほか11団体で構成)の活動を支援し、グリーンツーリズムの推進を図る。

(2) **とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会の活動支援**

鳥取県東部一円の実践団体と行政(県・1市4町)が連携して因幡地域の魅力を都市住民に発信して(ホームページ開設運用、合同研修など)都市との交流人口を増やすことにより、因幡地域の経済・観光などの活性化につなげる。

2. 合併地域活性化推進事業の取り組み

新市域の活性化を図るため、総合支所の地域振興機能を強化するとともに地域振興会議との連携により地域振興策を策定。地域住民との協働を基本としたそれぞれの地域における振興策を実施している。

中山間地域の振興（地域振興課）

1. 鳥取市中山間地域対策強化方針

中山間地域では、人口の減少や少子高齢化の進展などによって、安全・安心な暮らしの確保や、農林水産業の維持・振興、地域づくりなどが難しくなっているのが現状である。このため、本市では中山間地域対策強化プロジェクトチームを平成21年10月に設置し、中山間地域の振興と活性化を図ることを目的として「鳥取市中山間地域対策強化方針」を平成22年3月に策定した。平成29年度においても平成28年度の取り組みを踏まえ、本強化方針を見直して取り組むこととしている。そのほか、本方針は「第10次鳥取市総合計画」に位置づけられている中山間地域の活性化に重点的に取り組んでいく。

中山間地域対策強化方針の概要

- (1) テーマ 61の輝きがある地域づくり
- (2) 目標 暮らしたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取
- (3) 強化施策
 - ① 安全・安心な暮らしの確保
 - ② 地場産業の活性化と雇用の確保
 - ③ 魅力ある地域づくり・人づくりの推進
 - ④ 交流による活性化と移住定住の推進

2. 鳥取市過疎地域・中山間地域人材養成事業

平成28年度鳥取市過疎地域・中山間地域人材養成事業「とっとりふるさと元気塾」を民間に委託し、テーマ別専門講座、地域別出前養成講座及びファシリテーター養成を実施した。テーマ別専門講座では、「加工品・特産品の開発」、「集落活性化・地域コミュニティの強化」、「地域間交流の促進」のテーマごとに専門性を高め、実践的な活動につながる講座を開催した。地域別出前養成講座では、地域の実情や課題に沿ったより具体的な内容の講座を開催した。また平成28年度新たに実施したファシリテーター養成講座では、地域の中で話し合い等をスムーズに進行させ、住民との合意形成を図れる人材の養成を目指した。年度を通じて221人が塾生として学び、うち37人がリーダー認定（累計199人）された。

平成29年度は、新たな取組であるスーパーリーダー講座及び地域づくり表彰を加え、リーダーによる持続可能な地域活性化の実現を図っていく。

3. 中山間地域振興に係る各種補助事業

(1) 輝く中山間地域創出モデル事業

地域住民自らが、地域の課題解決や活性化のために取り組む活性化計画の策定及び計画に基づいたソフト事業を支援する。（平成28年度計画策定1団体、ソフト事業実施16団体支援）

(2) 里山交流促進モデル事業

市街地住民（まち）と中山間地域住民（むら）との中山間地域の資源を活用した自然体験等を通じて中山間地域の持つ魅力の発信や共存共栄の認識につながる交流を支援する。（平成28年度1交流支援）

(3) 中山間地域・買い物支援事業（移動販車導入・運営支援、買い物福祉サービス支援）

中山間地域における買い物困難地域の買い物環境の改善を図るため、平成24年度より日用品10品目以上を取り扱う移動販売車の導入及び運営を支援している。

平成28年度には、移動販売事業と見守りサービスを組み合わせた買い物福祉サービスモデル事業を

佐治地域で実施。平成29年度からは、買い物福祉サービス支援事業として地域を拡大して実施し、中山間地域の安心安全な生活確保を図る。

(4) 中山間地域・地域活性化支援事業

中山間地域の伝統文化の伝承や都市部との交流、空き家や古民家等の改修などによる交流・伝習施設の整備などの取り組みを支援し、地域活性化を図る。

(5) 中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業

中山間地域において、地域における新たな産業を創出するため、地域資源を活用した特産品づくりや販売関連施設整備など地域住民の活力を引き出すようなコミュニティビジネスを開始しようとする取り組みを支援する。

(6) 中山間地域遊休施設活用支援事業

中山間地域の遊休施設（空き店舗・空き校舎・空き店舗等）を活用し、地域住民のコミュニティの再生を図る取り組みをハード・ソフト両面から支援する。

4. 鳥取市中山間地域振興推進員設置事業（平成24年4月～）

平成21年度から平成23年度にかけて中山間地域振興推進員を業務委託により7名配置し、本市と連携して中山間地域の振興を図ってきた。平成24年度からは鳥取市中山間地域振興推進員として3名（平成25年度は4名）を中山間地域振興課へ配置、平成29年度は2名体制で引き続き中山間地域の振興事業に関する下記の業務に取り組んでいる。

- ①中山間地域集落の現状等の情報収集
- ②県・市、そのほか関係機関との連絡調整、相談窓口
- ③中山間地域振興に関連した各種補助事業の案内や事業実施時の支援
- ④中山間地域振興にかかる先進事例の調査、情報提供および研修の受講
- ⑤小規模高齢化集落等見守り活動の実施

また平成25年度からは中山間地域振興課に配置の鳥取市中山間地域振興推進員に加え、4つの総合支所に地域振興推進員を設置。平成29年度は佐治、用瀬の2地域に地域振興推進員を各1名配置し、より地域の実情に即した活動を行うとともに、見守り活動の強化、空き家の利活用、地域資源を活用した特色のある地域づくりへの取り組みを進めていく。

5. 辺地総合整備計画・過疎地域自立促進計画

(1) 辺地総合整備計画

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）」に基づき、交通条件及び自然的、経済的諸条件に恵まれない山間地域等を辺地区域として指定し、当該地域と他地域との生活水準等の格差是正のため、公共的施設を整備促進することを目的として総合整備計画を策定している。

【辺地指定区域】

- ・奥細見、高路、河内、岩坪
- ・国府町栃本、上地、大石
- ・河原町神馬
- ・鹿野町河内
- ・用瀬町江波
- ・佐治町奥佐治、津無
- ・青谷町絹見

(2) 過疎地域自立促進計画

「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」に基づき、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能、生活環境の整備等が他地域と比較し十分でない地域について、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること等を目的として、過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）を策定した。

【過疎指定地域】

- ・用瀬地域、佐治地域、青谷地域

6. 地域振興会議

平成26年度末をもって終期を迎えた地域審議会に代わり、各地域での地域振興に関する審議に加え、地域振興を踏まえた全市での一体的な発展につながる議論や地域の課題に地域ぐるみで取り組むための組織として、地域振興会議を平成27年4月に旧8町村地域を対象に設置した。

地域振興会議は各地域の資源や特性を活かした更なる地域活性化、本市の一体的な発展に資する対象区域の振興、地域課題を地域ぐるみで解決していく協働のまちづくりの視点の継承を目的とし、地域別又は合同で開催する。また、地域振興会議の横の連携を図るため会長会を開催する。

地域振興会議：8地域（それぞれ概ね年8回） 地域振興会議会長会：年2回開催

（地域振興会議の所掌事項）

- ・本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。
- ・対象区域の振興に関する事項について、調査及び研究すること。
- ・上記2点について市長に意見を述べること。

（組織及び任期）

地域ごとに12人以内でもって組織し、任期は2年とする。

（設置期間）

平成27年4月1日から平成37年3月31日（10年間）

会議の開催状況

平成29年7月31日現在

地域審議会（H16～H26 8地域延べ 605回）、地域審議会会長会（H16～H26 合計23回）

	H27	H28	H29
地域振興会議 （8地域延べ）	59回 （うちブロック会議3回）	63回 （うちブロック会議3回）	24回 （うちブロック会議1回）
地域振興会議会長会	2回	2回	0回

合併後の地域調整及び新市域の振興（地域振興課）

1. 新市域振興ビジョンの推進

平成26年度に策定した新市域の10年先を見据えた夢のある個性を活かしたまちづくりの方向性を示す「鳥取市新市域振興ビジョン」及び総合支所毎に項目別の事業目標を定めたビジョンの「推進計画」に基づき、各総合支所が中心となって具体的な取り組みを進める。

2. 新市域連携事業

新市域の課題解決や地域資源を活かした新たな魅力創出にあたり、新市域の複数地域と鳥取県及び隣接自治体が連携することで、より大きな効果が見込まれるものについて、平成26年度より県の支援を得ながら次の取り組みを進めており、平成27年度からこの取り組みを担当する地域おこし協力隊を各1名、計2名配置している。

(1) 自転車を活用した周遊観光の促進

鳥取市東部エリア（国府・福部地域）と岩美町の連携により、鳥取砂丘や浦富海岸、雨滝などのジオスポット等を巡る自転車を活用した周遊観光の取り組みを進め、市外者の地域内への誘客を図る。平成28年度からは、全国レベルの自転車イベントを開催している。

(2) 山の資源を活用したエコツーリズムの促進

鳥取市南部エリア（河原・用瀬・佐治地域）と智頭町の連携により、河原地域のスカイスポーツ、用瀬地域から智頭町の山岳トレイル、佐治地域の山王谷エリアの自然体験、智頭町の森林セラピーなど多様な魅力ある体験メニューをまとめて都市部へ発信し、エコツーリズム愛好家等の誘客を図る。

3. 支所長会議

本庁及び総合支所間の連携を緊密にし、各種業務上の課題等を協議することにより、市政の円滑な執行と新市域の振興を図ることを目的に概ね月1回開催する。

会議の開催状況

平成29年7月31日現在

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
支所長会議	18回	18回	15回	14回	11回	12回	4回

協働のまちづくり（協働推進課）

1. 自治基本条例の推進

本市では、まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」を、平成20年10月から施行しており、近年国内で発生した災害等を教訓に新たな項目として「危機管理」条項を追加し、平成26年4月1日改正施行した。

本条例の自治の基本原則に基づき、市民がまちづくりに主体的に関わる取り組みの推進を図っており、協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方と方向性を示した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」（平成22年3月策定）に基づき、事業を実施している。

具体的には、まちづくり協議会研修会や参画と協働のまちづくりフォーラム等を開催し、まちづくりに対する市民意識の高揚を図りつつ、市民と行政による協働のまちづくりを一層推進することとしている。

2. 地域づくり懇談会

市民と市長が直接意見交換することにより、地域と行政が一体となって地域課題の解決に取り組み、「協働のまちづくり」の推進を図っていく。

平成28年度開催実績 28地区（鳥取地域16地区、新市域12地区）

※全市域において地区公民館単位で隔年開催

自治会支援（協働推進課）

1. 集会所補助事業

地域コミュニティの拠点施設として、会議、集会等を行う集会所を自治会が建築、賃借する場合に、建設費・賃借費の一部を助成する。

○補助要件

- ・補助対象経費…新築、増改築、修繕、賃借に係る経費。冷暖房施設費（新規整備に限る）、附帯施設費及び設計監理委託費を含む。ただし、土地取得費は対象にならない。
- ・補助率及び補助限度額…補助対象経費の1/3、新築、増改築、修繕の場合は上限1,000万円、賃借の場合は月額15,000円が上限。ただし、新築、増改築、修繕については、補助対象経費が50万円未満の場合は該当にならない。冷暖房施設の新規整備については10万円以上、50万円以下が補助対象経費。

2. 鳥取市有集会所の譲渡

集会所施設の管理形態を見直し、鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱方針に基づいて、地元自治会との協議が終わったものから順次、無償譲渡を行う。

平成29年4月1日現在の市有集会所施設数…6施設

3. 認可地縁団体の認可・証明

町内会等の申請に基づき、地縁団体（法律では「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」）の認可・証明を行う。

平成29年4月1日現在の認可地縁団体数…178団体

4. 地域内情報伝達設備整備事業

地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会等の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備にかかる経費について一部助成する。

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限補助額
音声告知専用端末機器設置事業	鳥取市自治連合会に加盟する町内会等	機器の購入費及びこれらの設置に要する標準工事から1万円を差し引いた経費	10/10	
有線放送設備設置事業		有線放送設備の設置・更新に要する経費	1/2	250万円
地域無線システム設置事業		地域無線システムの設置・更新に要する経費	1/2	250万円

市民活動、市民運動（協働推進課）

1. 市民活動の促進

(1) 市民まちづくり提案事業助成金

地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された

「まちづくり事業」に補助金を交付する。

○市民活動促進部門

- ・創造的な市民活動事業：補助対象経費の10/10、上限額10万円
- ・公益的な自主事業：補助対象経費の4/5、上限額20万円

○協働事業部門

- ・行政提案型事業：補助対象経費の10/10、上限額40万円

(2) 市民活動拠点「アクティブとっとり」

ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体の活動促進と交流を図るため、活動場所の提供や活動支援、相談、情報収集などを行う施設として、さざんか会館内に設置している。

○開館時間 9：00～22：00

（日曜日～火曜日は21時まで）

○年中無休（年末年始を除く）

(3) 社会奉仕活動等補償制度

市民が安心してボランティア活動、市民活動に取り組めるよう、活動中の傷害や損害賠償責任に対する補償制度を設けている。

(4) 市民活動表彰制度

市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進するために表彰制度を設けている。

2. 市民意識の高揚と市民運動の推進

(1) 鳥取市市民運動推進協議会

鳥取市市民運動推進協議会は、まちを美しくする企画・運動、美化運動を自主的に実践する団体の支援などの事業を通じ、美しく住みよいまちづくりをめざし、市民が主役となって取り組む運動を推進している。

- ・清掃美化活動の推進

各地域で一斉清掃日を定め、住みよい生活空間の創造のために清掃美化活動を展開する。

地域の環境美化活動を行うボランティア団体への支援を行う。

(2) 河川等を守る各種市民活動団体の運動

市内の河川、湖山池、鳥取砂丘の美化推進を目的とした団体として、狐川を美しくする会（狐川）、湖山池を守る会（湖山池）、鳥取砂丘美化運動協議会（鳥取砂丘）があり、関係住民が自主的に各区域の清掃活動等を実施し、実践活動を通して、不法投棄の防止と環境保全のモラルの高揚を図っている。

交通安全対策（協働推進課）

1. 鳥取市交通安全計画

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項の規定により、第10次鳥取市交通安全計画（平成28年度～平成32年度）を策定している。この計画は、鳥取市交通安全対策会議が策定する、鳥取市及び関係機関、団体が講ずべき陸上交通安全施策の大綱である。

2. 鳥取市交通安全指導員の設置

児童、園児の通学などの道路交通の安全保持及び安全運動の推進を図るため、昭和43年11月に鳥取市交通安全指導員を設けた。現在の定数は130人である。

3. 鳥取市交通安全対策協議会

市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するために、昭和56年4月に設置された。構成団体は、鳥取市、鳥取・智頭・浜村警察署、(一財)鳥取県交通安全協会鳥取地区協会・智頭地区協会・浜村地区協会、鳥取市交通安全指導員会、鳥取市交通安全保護者の会連合協議会、鳥取市自治連合会、鳥取市老人クラブ連合会等の交通安全関係団体である。

4. 鳥取市交通安全保護者の会連合協議会

市内の各地域の保護者の会(母の会)が一体となって子どもの交通安全を図るため、昭和47年4月に設置された。現在は、鳥取地域及び新市域にそれぞれ地区会を設置している。鳥取市交通安全対策協議会及び関係機関と連携を取りながら各地区会が主体となって、地域における交通安全教育を推進している。

防 犯 灯 (協働推進課)

1. 防犯灯設置事業

(1) 新 規 設 置

防犯灯の設置により、夜間通行における踏み外し等の事故防止と、暗がり箇所を減少させ安心感をもたらすことで犯罪防止効果の増大を図る。各自治会が維持管理を行うことを了解した上で市に設置申込みを行い、市が防犯灯を設置する。

- ①独立型・・・支柱を含め設置(電柱等がない箇所で、建柱敷地は自治会が準備)
- ②共架型・・・電柱に共架
- ③屋側型・・・家屋の壁面に設置(自治会が家主の了解を得る)

※どの設置方法であっても設置する防犯灯はLED灯とする

(2) 取替(LED化)

既存の防犯灯を蛍光灯からLED灯へ交換し、環境にやさしく維持管理の容易な照明を普及させることで、夜間の安全な通行を確保する。取替費用の2割を自治会が負担する。

コミュニティ育成・補助 (協働推進課)

1. 自治会支援

(1) 自治会補助金

住民自治の基本単位である自治会の活動を支援し、自治会組織の強化育成、地域住民による自主的な地域づくりを推進するため、自治会に対して活動補助金を交付する。

交付基準…均等割35,000円、世帯割700円

(2) 地 区 要 望

年に一度、自治連合会がとりまとめた各町内会からの要望に対して、各担当課が検討を行い、翌年度の予算要求の参考にするとともに、実施の可否について回答する。また、過年度分の要望の進捗状

況についても各町内会に適宜報告する。

平成28年度地区要望件数 893件

(3) コミュニティ活動支援事業

地域コミュニティの充実、強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現を目指すため、住民の自主性及び主体性に基づいた町内会等による地域活動を支援する。

○交付対象者…合同町内会、単位町内会

○交付対象事業…地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する次の事業

- ① 運動会等のスポーツ活動
- ② 地域内の文化的な活動
- ③ 単位町内会等が所有する設備等の軽微な修繕等
- ④ その他この事業の趣旨にふさわしい事業

○交付率…3/4

○交付限度額…3万円

地域コミュニティ（協働推進課）

「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しながら、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題の解決に向けて取り組みを進めていく。

1. まちづくり協議会運営助成事業

○交付対象者…まちづくり協議会

○交付対象事業…まちづくり協議会の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業

- ① 組織運営のための勉強会や情報提供
- ② その他組織運営につながる事業

○交付率…10/10

○交付限度額…5万円

2. 地域コミュニティ計画作成支援事業

○交付対象者…まちづくり協議会

○交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティ計画を作成するために実施する次のいずれかに該当する事業

- ① 地域の現状や課題の調査
- ② 地域住民への情報提供
- ③ その他地域コミュニティ計画作成につながる活動

○交付率…10/10

○交付限度額…10万円

ただし、同一のまちづくり協議会につき1回に限り交付する。

3. 協働のまちづくり助成事業

○交付対象者…まちづくり協議会

○交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業

- ① 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
- ② 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
- ③ その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業

○交付率…4/5

○交付限度額…40万円

ただし、同一年度内に本事業と協働のまちづくり特別支援事業を重ねて受けることはできない。

4. 協働のまちづくり特別支援事業

○交付対象者…まちづくり協議会

○交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業

- ① 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
- ② 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
- ③ その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業

○交付率…10/10

○交付限度額…80万円

ただし、同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業を重ねて受けることはできない。

また、本事業は嘱託職員に替えて事業費支援を選択したまちづくり協議会を対象とする。

5. コミュニティ支援チーム

本市職員で構成するコミュニティ支援チームが市内61の地区公民館単位の地域に入り、地域の課題解決のための「地域コミュニティ計画」の作成支援や、協働によるまちづくりを実現するための行政情報の提供などを行い、地域コミュニティの充実・強化を図る。

平成29年4月1日現在 61チーム118名

地区公民館の管理・運営等（協働推進課）

1 地区公民館の管理・運営

地区公民館を地域コミュニティの拠点として位置づけ、平成20年4月から地区公民館の管理・運営事務の一部を市長部局が補助執行している。現在は、61地区公民館と1分館の体制で業務を執行している。主な地区公民館の業務は、次のとおり。

- ① 生涯学習委託事業（各種学級、講座）の開設・運営
- ② 地区の自主的な社会教育、文化サークルの活動支援
- ③ 公民館施設の管理
- ④ まちづくり協議会の事務局

2 鳥取市公民館連合会

地区公民館の職員を会員として組織する「鳥取市公民館連合会」の事務局を協働推進課に置き、自発

的な研究及び活動を通じて公民館の健全な発展を図る。鳥取市公民館連合会は、自主的な調査・研究をはじめ、鳥取市から次の業務を受託して実施している。

○鳥取市公民館まつり

鳥取市内地区公民館が文化ホール、文化センターを会場に芸能発表会、作品展示会を開催。

期日：平成29年11月25日（土）から26日（日）

広 聴（市民総合相談課）

1. 市政提案～市長への手紙～

市政への市民参画を促進し、市民の市政に対する提案を積極的に市の施策に反映させることを目的として、平成14年8月から実施。市役所各庁舎や地区公民館等を中心に専用用紙を配置し、郵送・ファックス・電子メール・市公式ウェブサイト内入力フォームからの投稿・持参のいずれかの方法で提案を受け付け、書面または電子メールで回答している。

平成28年度実績 受付件数 141件

《提案内容の検討結果》

分 類	案 件 数
実 施 済	27 件
実 施 予 定	3 件
検 討	2 件
実 施 困 難	26 件
参 考 意 見	64 件
他 の 所 管	7 件
そ の 他	12 件
計	141 件

（平成29年3月末現在）

◎これまでに実現した主なもの

- ・100円循環バスのコース延長（御弓町方面）
- ・市役所駐車場の夜間開放（22時まで）
- ・しゃんしゃん祭り時のわらべ館駐車場の無料開放
- ・鳥取市弓道場に待機場所として利用する大型テントを導入
- ・雨滝滝開きの会場を、滝付近広場から落石の心配のない雨滝駐車場に変更
- ・事故防止のため、永楽温泉町付近の橋梁交差点にLED道路照明灯を設置
- ・鳥取西道路の利便性向上を図るため、鳥取西IC及びIC降口の県道交差点付近に標識及び案内板の設置を道路管理者に要望し、実現
- ・転倒防止のため、わらべ館西側階段に手すりを増設

2. 陳 情 ・ 要 望

団体などからの行政支援を求める声を市政に届けるため実施。陳情・要望内容は文書で市長あてに提出していただき、文書で回答している。

平成28年度実績 受付件数 85件

＜要望内容の検討結果＞

分 類	件 数
実 施 済	2 件
実 施 予 定	10 件
検 討	23 件
実 施 困 難	10 件
参 考 意 見	19 件
他 の 所 管	9 件
そ の 他	12 件
計	85 件

(平成29年3月末現在)

3. 市民政策コメント

市が重要な政策を決める際、その原案を市民に公表し、郵便・電子メール・ファックス・持参のいずれかの方法によって市民からの意見等を受け付け、寄せられた意見等に対する市の考え方・反映状況等を公表した上、政策形成に反映させる。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案 件 数	6件	5件	12件	18件	8件
意見等受付件数	103件	305件	180件	913件	146件

市民総合相談（市民総合相談課）

1. 市 民 相 談

本庁舎、駅南庁舎及び各総合支所に総合相談窓口を設け、市政に関する市民からの相談・意見・質問などを面談や電話・市公式ウェブサイト等により受け、各担当課や関係機関と連携し問題解決に向けた助言などを行っている。回答については、相談内容により即答できる案件はその場で回答するほか、調査等の必要がある場合も受付から概ね2週間以内に電話や文書・電子メールなどで回答することとしている。なお、タブレット型情報端末の設置により各庁舎間の対面連絡調整などの相談業務の効率化を図っている。

平成28年度実績 受付件数 709件

2. 無料法律相談（毎月4回）

社会生活や人間関係の複雑多様化に伴い、市民の日常生活にさまざまな法律に関する問題が発生している状況を受け、市民の福祉向上と権利の擁護を目的として、県弁護士会に委託し、平成29年7月から本庁舎で、無料法律相談を開催している。平成26年度から、男女共同参画センターで開催していた「女性なんでも相談」の法律相談を、本課の法律相談に統合し、毎月4回（定員各5名）に増枠した。

平成28年度実績 受付件数 214件

3. 専 門 相 談

本庁舎、駅南庁舎において士業等による専門的な相談会を実施し、市民の福祉向上に寄与している。

相談内容	相談員	実施	平成28年度相談件数
遺言書など公正証書に関する事	公 証 人	毎月1回	16 件
社会保険・年金などに関する事	社 会 保 険 労 務 士		9 件
土地境界に関する事	土 地 家 屋 調 査 士		17 件
土地・建物の価格や資料に関する事	不 動 産 鑑 定 士	4・10月	10 件

4. くらし110番

市民生活の安心と市民福祉の向上に寄与することを目的として、NPO法人への委託により「くらし110番相談窓口」を設置し、市民の日常生活における疑問、困りごとなどについて相談を受けている。

平成28年度実績 受付件数 1,030件

消費生活対策（市民総合相談課）

1. 消費生活相談

平成21年度から駅南庁舎に、悪質商法や多重債務などの相談に対応する「消費生活相談窓口」を開設した。

平成28年4月には、消費者安全法の一部改正に伴い、市民の消費生活の安定と向上を図るため、「消費生活センター」を設置した。

当相談窓口では、関係各課や関係機関と連携し問題解決に向けた助言などを行うとともに、高度な法律知識が必要な消費生活相談などについては、定期的に県弁護士会と連携する相談体制を整備している。

平成28年度実績 受付件数 733件

かしこい消費者になるための出前講座 開催件数 31件

2. 鳥取市消費者団体連絡協議会

本市では、消費者行政推進の観点から、消費生活問題を自ら解決しようとする団体である「鳥取市消費者団体連絡協議会」に対し、活動の支援を行っている。平成26年度、設立40周年を迎えた。

また、平成24年度から取り組んでいる「消費者寸劇」を、平成27年度から委託事業とし、積極的な啓発を推進している。

・設 立：昭和50年3月

・目 的：市民の消費生活に関する各種調査、研究などの諸活動を通じて知識の向上を図り、自ら進んで解決、改善へと展開させ市民への啓発活動に推進発展させると同時に行政へ反映させ、併せて経済活動の推進を期し、市民の消費生活の安定と向上を図る。

・会 員：約450名

・補助金：協議会に対し、115千円の補助金を交付し、消費者団体の活動を通じた市民の消費生活の安定・向上を促進するとともに、組織の充実強化を図る。

・委託事業：出前講座（消費者寸劇）による啓発活動 平成28年度実績 実施回数17回

総 合 案 内（市民総合相談課）

本庁舎及び駅南庁舎において、来庁者への庁舎案内及びその関連する機関の紹介等を行っている。また、各庁舎で窓口サービスが分かれているため、他の庁舎で取り扱っている窓口業務のうち軽微なものについて関係部署と連携し各案内所で対応している。

市民談話室（本庁舎）、情報コーナー（駅南庁舎）を管理し、来庁者のための多目的なスペースとして提供している。

【案内件数】

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本 庁 舎	17,662件	16,314件	16,623件	17,695件	17,945件
駅 南 庁 舎	30,256件	31,481件	37,408件	65,495件	54,383件
計	47,918件	47,795件	54,031件	83,190件	72,328件

公益通報者保護（市民総合相談課）

公益通報者保護法及び鳥取市公益通報取扱要綱に基づき、市内の労働者から通報された公益通報（事業者内部の法令違反行為）について法令に基づく措置、その他必要な措置をとり、公益通報者の保護と事業者の法令順守の促進を図る。

